

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・5通

第2 意見の取りまとめの方法

この取りまとめにおいては、意見募集に付した改正案（以下「原案」という。）に賛成する意見、意見募集対象外の事項に関する意見を除く意見について取り上げている。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 株主の利益への配慮について

本省令は、改正前の会社法施行規則及び会社計算規則においてはウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった事項についてウェブ開示をする場合には、株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならないこととしているが（会社法施行規則第133条の2第4項、会社計算規則第133条の2第4項）、どのような配慮をすべきか、明らかにされたい。

(当省の考え方)

どのように株主の利益に配慮するかについては、各社が置かれた個別具体的な事情を踏まえた各社の判断によることとなるが、例えば、次に掲げるような方法をとることが考えられる。

- ① 当該事項について、できる限り早期にウェブ開示を開始すること。
- ② できる限り株主総会までに当該事項を記載した書面を株主に交付することができるように、ウェブ開示の開始後、準備ができ次第速やかに、当該事項を記載した書面を株主に送付すること。あるいは、株式会社に対して当該事項を記載した書面の送付を希望することができる旨を招集通知に記載して株主に通知し、送付を希望した株主に、準備ができ次第速やかに、当該事項を記載した書面を送付すること。
- ③ 株主総会の会場に来場した株主に対して当該事項を記載した書面を交付すること。

2 附則第2条（失効）について

デジタル化推進の観点から、ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正は、時限措置ではなく恒久的なものとするべきである。

(当省の考え方)

本省令におけるウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正は、新型コロナウイルスの影響により、企業の決算・監査業務に遅延が生じるおそれがあるとの指摘を受け、緊急措置として行うものである。

本省令におけるウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正は、緊急措置であることから、本省令においては、株主の利益を不当に害することがないように配慮しなければならないとのみ定め（会社法施行規則第133条の2第4項，会社計算規則第133条の2第4項），その具体的な方法は各社の判断に委ねることとしており，令和元年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において創設された株主総会資料の電子提供制度（株主総会の資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し，株主に対し，当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には，株主に対し，株主総会資料を適法に提供したものとする制度。）のように書面の交付を希望する株主に対し，事前に書面で株主総会資料が提供されることが必ずしも保障されていない（会社法第325条の5参照。）

また，上場会社においては，令和5年の3月に開催される定時株主総会から電子提供制度を実質的に利用できるよう対応する予定であるところ，令和5年3月以降は，株主総会の資料は，電子提供制度を利用して，株主に電子的に提供することが可能となる。

以上を踏まえ，原案は，本省令による改正は令和5年2月28日まで効力を有することとしているものであり，原案は相当であると考えます。

以 上